

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件 三三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三六
- 保安林の指定施業要件を変更する件 三九

## 告 示

### 福島県告示第二百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年四月二十三日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第二百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年四月二十三日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條十四番六ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第二百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年四月二十三日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）いわき市泉玉露二丁目計画 福島県いわき市泉玉露二丁目十番一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、西真野地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間

令和六年四月二十四日から  
同 年五月十三日まで (二十日間)  
三 縦覧の場所  
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年四月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字郷戸字小枌窪丙一一七七の二、丙一一七七の三、丙一一七七の

五

二 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字飯谷字中山乙一二九の三

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字飯谷字芦久保乙六九〇の三

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字四ツ谷字仲島二六一の二

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)